

船橋市福祉有償運送運営協議会 申請団体要件確認票

No.	項目	内容
1	運送主体	<p>名称：特定非営利活動法人 ロンの家福祉会 住所：船橋市前原西4-4-8 代表者名：理事長 池田 則子 連絡先：047-478-3701</p> <p>(概要) 障害特性により特定の車両への強い拘りを有し、同乗者への危険行為を行うことがある。また、急に暴れたり、大声をあげる突発行為等も有し、運転者にも専門的知識が求められる。公共交通機関による移動が困難な利用者に対し、福祉有償運送を行うことで、外出等の地域参加の支援が行える。</p>
2	事業内容	<p>船橋市に居住し、対象となる旅客は、会員として登録されたつぎに掲げる者及びその付添い人とする。(令和5年4月末日現在) 詳細は名簿のとおり</p> <p>イ： 2人、ロ： 4人、ハ： 46人、ニ： 人 ホ： 人、ヘ： 人、ト： 7人 合計： 49人 (イ・ロ・トは重複あり)</p>
	輸送拠点	船橋市
3	利用者から收受する対価	<p>2000mまで350円 2001m以上3000mまで400円 以降、1km増す毎に50円加算 (説明) 別紙「送迎料金一覧」のとおり 計測は自動車のメーターによるもの。</p>
	運送の対価外の対価	なし
	その他 (入会金等)	なし
4	使用する車両の種類	<p>ア：寝台車 台、イ：車いす車 台、ウ：兼用車 台 エ：回転シート車 台、オ：セダン等 3台 合計： 3台</p>
	使用権原	使用車両のすべてについて、運送主体が使用権原を有している。
	複数乗車	<p>■あり (下記に内容記入) □なし ・施行規則第49条第9号に定める者の内、知的障害児者の施設送迎で使用する。</p>
5	運転者	<p>運転者 9名² (内訳) 普通二種免許保持者 0名、普通免許保持者 9名 ○一定期間運転免許停止処分を受けていない。 《講習等の名称》 「参考様式第ホ号」のとおり</p>
6	損害賠償措置	(株)損害保険ジャパン (対人：無制限、対物：無制限、添乗者：1,000万円)
7	管理運営体制	別紙「様式7」のとおり
8	法令順守	別紙「様式3、宣誓書」のとおり

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
ケアハウス ノームの里	所有	()	()	()	()	3 ()	3 ()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合計	()	()	()	()	3 ()	3 ()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
<input type="radio"/>	ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
<input type="radio"/>	ニ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ホ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ヘ 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号のる基準（基本チェックリスト）に該当する者
<input type="radio"/>	ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

利用料金表

特定非営利活動法人ロンの家福祉

当会は利用会員宅（もしくは施設、特別支援学校等）から目的地、目的地から利用者会員宅までの走行距離により利用料を算出します。
運送にかかる料金は下記の通りです。

運送料金表

乗車距離	料金
2,000mまで	350円
2,001m ~ 3,000mまで	400円
3,001m ~ 4,000mまで	450円
4,001m ~ 5,000mまで	500円
5,001m ~ 6,000mまで	550円
6,001m ~ 7,000mまで	600円
7,001m ~ 8,000mまで	650円
8,001m ~ 9,000mまで	700円
9,001m ~ 10,000mまで	750円
10,001m ~ 11,000mまで	800円
11,001m ~ 12,000mまで	850円
12,001m ~ 13,000mまで	900円
13,001m ~ 14,000mまで	950円
14,001m ~ 15,000mまで	1,000円
15,001m ~ 16,000mまで	1,050円
以降同様に1,000mまでごとに50円ずつの加算	

※ 運送の対価以外の対価について
当会は運送の対価以外は算定しておりません。